

第	号	令和 年 月 日	文 部 科 学 省	官 職 氏 名
第四十六条 文科科学大臣は、事業団の振替に関する短期給付についての費用の支拂の適正化を図るため必要 があると認めるときは、当該給付に係る振替を行った医療機関若しくは保険薬局（陸）若しくは当該保 険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者に対 して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該保険医療機関若しくは保険薬局について、その従業者の同 意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査せしむることができる。				
2 文科科学大臣は、事業団の訪問看護施設費及び家族訪問看護療養費に関する短期給付についての費用の支 拂の適正化を図るため必要があるときは、指定訪問看護事業者若しくは指定訪問看護事業者であつた 者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所（館）の看護師その他の従業者であつた者に対し、その行った訪問 看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給に關して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該指定訪 問看護事業者若しくは当該指定に係る訪問看護事業者若しくは、当該指定訪問看護事業者の同意を得て、実地に帳 簿書類その他の物件を検査せしむることができる。				
3 略				
4 文科科学大臣は、首長若し地方及び第六項の規定による措置に關し必要があるときは、その必要と 認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めらるる相当の理由 がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又は当該職員をして当該者の事業所若しくは事業所に立 入つて質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査せしむることができる。				
5 . a 略				

備考 この証は、日本産業規格A列七番（74B3×105B3）の大きさとし、厚紙を使い、中央の点線の所から二つ折とし、表面に「私立学校教職員共済検査証」と記載すること。